航空機騒音測定・評価マニュアル(概要)

航空機騒音測定・評価マニュアル(以下「新マニュアル」)では、「航空機騒音に係る環境基準」の一部改正(平成19年12月17日付け、環境省告示第114号)の内容を反映した。航空機騒音監視測定マニュアル(昭和63年制定)(以下「現マニュアル」)との主な変更点等を以下のとおり記す。

1. 評価指標

- O 現マニュアル:WECPNL
 - A特性騒音レベルのピークレベルと航空機の機数に基づく評価。
- O 新マニュアル: L den
 - 地上音等の寄与を考慮した航空機の総暴露量評価。

近年の騒音測定機器の技術的な進歩や諸外国の動向(Lash等のエネルギー積分を行う評価指標の採用)に対応した新たな評価指標。

2. 基準値

〇 現状基準レベルの早期達成の実現を図ることが肝要であり、騒音対策の継続性も考慮し、現行の基準値に相当する値とした。

地域の類型	現基準値(WECPNL)	新基準値(Lasn)
I	70dB以下	5 7 d B以下
П	7 5 d B以下	62dB以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、I をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

3. 評価対象

〇 1日の平均離着陸回数が10回以下の飛行場についても適用対象とした。

4. 測定器

○ L ₀₅₁評価に対応した測定器を使用することを求めている。

5. 測定期間

〇 短期測定は、連続7日間を基本とし、運用状況の変化が大きい場合は14日間とした。 (現マニュアルにおいても、「タイプ2の飛行場(自衛隊や米軍の戦闘機やジェット輸送機、プロペラ機などが飛行する飛行場)」における測定期間は、「2週間」 としている。)

6. 測定・評価

- O Lasn評価に対応した測定を求めている。
- 新マニュアルでは「評価」の項目を規定した。